

1968年度第59回宜野湾市議会会議録(定例会)

※ 6月18日 (第5日目) (午前10時5分開議)
(午後4時5分散会)

※ 出席議員 (21名)

1 番 伊 保 清 宏	2 番 天 久 盛 雄
3 番 石 川 真 大	4 番 渡 名 喜 府 仁
5 番 宮 星 敏 行	7 番 比 嘉 盛 榮
8 番 又 吉 正 弘	9 番 洞 原 憲 信
10番 稻 嶺 正 廣	11番 安 次 富 盛 信
12番 大 川 昇	13番 知 名 朝 司
14番 崎 間 正 篤	15番 仲 村 洋 仁
16番 武 島 行 男	17番 佐 喜 真 弘
18番 比 嘉 義 定	19番 宮 城 盛 昌
20番 伊 佐 徳 次 郎	21番 仲 村 盛 光
22番 古 波 真 澄 次 郎	

※ 欠席議員 (名)

なし

※ 議事説明員

市 長 島 袋 全 一	助 役 沢 川 安 一
収 入 役 奥 里 将 敏	総 務 課 長 伊 藤 好 永
住 民 課 長 堀 原 盛 真	厚 生 課 長 伊 藤 友 誠
税 務 課 長 仲 村 泰 信	農 林 課 長 崎 間 政 光
商 工 課 長 古 波 真 澄	計 画 課 長 知 花 謙 世

建設課長 新 芳 善 信

~~出納課長 平 良 泰 子~~

固定資産評価課長 武 島 正 孝

消防長 大 城 仁 幸

水道部長 仲 村 泰 盛

営業課長 奥 里 将 弘

会計課長 多 和 田 真 一

工務課長 金 城 健 榮

× 事務局出席者

局 長 末 吉 健 男 庶務係長 照 屋 毅

議事係長 島 袋 真 由 書記 仲 村 泰 夫

書記 比 嘉 定 治

× 議 事 日 程 (第 5 号)

1968年6月18日(火曜)

日程第1 議案第18号 財産の取得並びに契約について

日程第2 議案第42号 直野湾市職員定数条例の一部
を改正する条例について

日程第3 議案第26号 直野湾市営住宅設置及び管理
条例について

日程第4 議案第37号 直野湾区教育委員会報酬及費用
増の額並びにその支給方法を定める規則
の一部改正について

日程第5 議案第40号 1967年度直野湾教育区本支出
予算

日程第6

日程第7

日程第8

議長

定足数に達してありますので、只今より
才5日目の本会議を開きます。
(午前10時5分)

議長

休憩いたします(午前10時6分)

議長

再開いたします(10時6分)

日程第一議案第十八号財産の取得並に
に契約については先づの議案におきまし
て総務常任委員会の方に付託してあ
りましたが、一応委員長より中間報告
したいと申し出が参つてあります。総務
常任委員長の議案第十八号に対する中間
報告を求めます。

総務委員長

御報告申し上げます。本議案につきま
しては、まだ処理してございませぬので
中間報告の形で一応御報告申し上げ
たいと思っております。本会議までに処理で
きなかつたことを大変残念に思つてあり
ます。本議案は去つた第57回の臨時会
におきまして、上程され更に当総務常
任委員会に付託され休会中に審査
処理するようになった款でございませぬ
けれども、本議案は御承知の様に財産取

得の契約案件でござります。これは普天
間小学校の分校用地でござります。そ
こでどうしてもこの議案を処理するた
めには、残りのこの土地以外の用地、予
定用地の用地との関連が出て参りま
して、これだけを処理するということは、
非常に具合が悪くということがあります。
そう云った立場からこの問題につ
いては、今当局において区画整理地域
の替費地の評価の作業並に該土地
以外の用地の売買契約、その他の目
途がつかまで審査できなると云ったよ
うな形になった款であります。
従いまして、委員会と致しましてその
目途がつかまで一時審査を保留する
と云うことに決定いたしました。できるだ
け早目に当局に對しまして、区画整理
地域の替費地の評価並に他の土地
の売買契約その他を早目に準備
するよると云った様なことを申し入
れてあります。そして本定例会の会期
中に委員会と致しましては、委員会を
持参して、そして報告すると、この議
案を処理して、本会議に報告すると
いような考え方をもつてゐる款であり
ます。そこで既に当局と致しましては
委員会のその申し入れを受け入れて
その作業が着々と準備してあると
いふことを、申してありますので、会期

中には処理して、そして報告できると
このように考えています。更に委員会
としたしましては、教育委員会とそれか
ら当局の間にこの問題について密接な
提携がなされていまいとこのことを指
摘いたしまして、非公式に委員会とし
て意見書を提出してあります。この意
見書は所長許にお配りしてあると思
います。非公式に意見書を提出し
たしまして、早目に該分校問題の敷
地或いは用地確保に両者で一体と
なって解決できるようにと云うふうな事を
強く意見を申し入れてあります。
以上の通り口頭で中間報告の形を
取りまして、皆さんの御理解を求めた
いとこの様に考えています。

議長
現今の当局に対する質疑ごま
せんか。

議長
休憩いたします(10時13分)

議長
再開いたします(10時20分)
次は日程第二議案第42号宜野湾市職
員定数条例の一部を改正する条例につ
いてを上程いたします。本議は、総務常任

委員会に先の本会議で付託してありましたが、審査を終了して議長の手許まで報告書が送ってあります。

議長

本案に対する院務常任委員長の報告を求めます。

院務常任委員長

本年につきまして、次年度にあきましては特に人件費をできるだけ増員を見合ふべきだと云った立場から当委員会にあきましては、慎重に国庫各課、職員、更に仕事の分量等につきまして、とつくんで検討いたしました。審査の結果、最少限度の増員はやむを得ないと言った様なことで増員を認めざるべきであるという結論を述べた訳であります。更に具体的に御説明申し上げますと、今度増員を予定してあるところの厚生課にあきましては新しい政府からの移管事務、だいたい「ごご」まして、どうしても現在の陣容では業務を遂行することはできないということと更に当然労働者としての職員の権利として、年次有給休暇、その他の休暇を与えるべきであるし、又当然もろろ権利がありながら現在の職員からそういふふうには配慮しない」と業務遂行の

面において支障が出てくると云った事
で少なくてもこれだけの増員はして頂
けなけりやいかんと言った様な状態
でござります。更に都市計画の1/8別
に増員はござりませんけれども次年
度の予算を見た場合、業務が大巾に
縮小されておりますし、都市計画のマ
スタープランにおいても外資的作業、修
正したところの仕事は終了しまして、変更
の認可が下りておりますし、又第二地
区の変画整理におきまして、仕事の分
量においては減つたといふことから人
員は大分浮いてくるんだと言ったこ
とも他の角度から検討も致しました
けれども施政方針にもあります様に
次年度からは少なくとも下水道事業の
お膳立をしてもうするためにもさうい
う事業にも着手していかねければいか
んと言ふようなことで、職員はさう云
った面と更に1人は埋立事業に廻す
んだと言った事でどうしても現在の
人員と更に下水道の事業世が具体化
することによつて、もっと必要になつて
くるんだと言ふ実状であります。
建設課におきましては、予算に計上さ
れております様にブルトーザーが今度
売却されます。そうするとブルの運転
手をしてあつた職員が、不必要になつ
てくるんじゃないかと云つた様な事

で聞いてみましたら、ブルは処分したにしても現在あるところのローラーとそれからグライダー、それをフルに動かすためには、活用するためには、やはり必要だと云った様なことでもあります。

そこでもし市内の道路整備面に活用して尚余力があるならば、賃貸しの予定を立てているんだという計画の様であります。それから水産部の転員一人増員になります。これは水産部長の説明にもありましたように、次年度の営業方針として、現在転員がやっております検針業務、これを請負制に廻すことと云った様な事であり、そうしますと現在検針業務に携わっている転員の4名と一人増員しますと、5名の実質的な増員になる訳であります。その増員になるところの5名は、どこにどういふふうな配置をするかという事でもあります。これとも現在工務関係の仕事が、相当繁雑になっているようでもあります。

仕事の分量が多くなりまして、その増員になる分は工務係として、いくと11つた様な考え方のようでもあります。以上のようによろしくだけ、人件費の合理化を図るために本委員会としてもあらゆる面から検討して参りました。これども、今先申し上げました通り業務

遂行をさせるためには、これだけの増員は必要じゃないかという結論を出しまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました。御報告した訳であります。更に尚詳しいことにつきましては、皆さんの御質問にお答えしたいと思っております。以上で報告を終ります。

議長

本案に対する質疑を許します。

20番

現在の職員は何名ですか。

総務委員長

199名の定員に対して3名の欠員であります。従って196名であります。

20番

10時は何名ですか。後でお願ひします。

14番

委員長も一般員向で取り上げて頂きましたか、特殊勤務平当について、委員会でも具体的に取り上げてくれましたか。

事務
委員長

この問題につきましては、本委員会でも
今度が初めてでなくて、一ヶ月前から
この問題については、相当検討して参
っております。度ある毎に当局に対し
て早く是正すべきだと言うことを具
申して参りましたけれども、仲々思う
ように「かな」で委員会としてこの問
題を取り上げて審議しよういやな
かと言った様なことまで話し合った
ことがござります。是正するため規則
則の改訂も必ず必要はないかどうが
言った様なところまで検討した所で
ござりますか。只今のこの特殊勤務平
当につきましては、次に出てきますところ
の給与の改正条例、給与の支給条例
に関連して参ります。その時に御説明
申し上げる積りでありますけれども、
出てありますのでこの問題については、
詳しく検討しております。

14番

当局にお尋ねします。施政方針の中に
合理的、経済的だというふうにあります
が、1例として重機の運転手として採
用条件として採用されております。そうし
て又採母の条件として採用する、それ
に対して、特殊勤務手当を与える、これは
は、妥当かどうか。

市長

今おっしゃる様に非常に矛盾してあると、妥当でないと考えておられますけれども、これは判断された時英かどうであったか、色々調査して是非改正しなければいかんと考えておられます。

心着

よく解りました。当局もそれに対しては、納得なさいなという事なんです。が、何故過去の機会において大分それについて、追~~求~~求して改善すると、確約もしたと思えますが、委員会においても確か（聴取不能）貴方がたは議会の度に検討すると述べておられます。結果は旧態依然であります。全然変わらな、それはその場限りの答弁でしたか。

助 張

特別勤務手当というものは、義務費い
やなくして、条例委員事項でありますので、これを専ら団交と（聴取不能）の
給与になり得ます。そのために各市町村
においても団交によつて、それと相当
項目は増えるようであります。特に宜
野湾の場合には、それが多すぎるという
ことは、矛盾としてもつておられますが、一
応与えた給与の権利というものは、単に

る説得だけでは、それをなくするには、
難しい問題であります。そのために方法
としては、考之方はもつてゐる款で可か
例としては特殊勤務の号給者をその
各種類別の号給表によつて（聴取予
能）。

14番

今即改は団交の場合に配慮するに
考之て可か。これは条例があります
から当然（聴取予能）。私が所屬し
たのは、改正する考之があるかと
うな事です。これは条例がありますか
ら支給しない問題になる款です。
そこで団交の場合に改正すると。

即改

いや団交の時にさういふ問題を持ち
出しては困るといふ事です。一応充分
案を練つて団交がない時にさういふ
問題は検討して（聴取予能）

14番

予算編成の時期では困るといふこと
ですか。6月議会ですういふものを
出すのは、時期がまずいですか。

即改

20年度しか実際に検討出来ぬ款で

す。

14番

70年度からと申しますが、それ度々との問題には言及してゐると思ふんですが、それについてはまだ態度として示されてない。

助談

検討はしてありますけれども労組に対してそれだけの資料は説得力がない限りはこれは只一方的に改正する事は出来ない款です。

14番

運営上組合を説得する義務があります。

助談

それは条例でありますので、議員弁議されてもいゝ款で~~す~~あります。それはあくまでも今までの経過の問題でありますので。

14番

今までの経過、支給したからその方法を踏まないとまずいという款ですが、条例があるから貴方がたは支給せんと困りますかね。

態度に示されている、それにも拘わ
らず合理的、経済的と申せますが、
組合に対する懸念がありますか。

助 政

それは与えられた、獲得した権利を失
うということは当然影響はあると思
います。

14番

説得する自信はありますか、それ相当
の理由はありませんか、理由は薄弱
だとお考えですか、
私の考えでは全然考えられません、理
解出来ません、1例申し上げました
様にそれに上積する手当を私は特
殊勤務手当という概念と貴方がたが
理解している概念とどうも大分く
違っている、異質なんですね。

助 政

特殊勤務~~手当~~というものは法的にも概
念だけしかうたわれていないので専ら団
交によってしか、

14番

団交は社会通念をくつがえる組織
の力があるんですか、

助 致

それによつて特殊勤務は認定されてい
る筈です。

14番

団交によつてですか。

助 致

その種類は皆団交によつてです。それで
無条件では改正できないという筈です。

14番

理由がな"という事は理由は何で
ですか。

助 致

それは特殊勤務に値しないという理
論は仲々難しいんじゃないかと思
います。

14番

特殊勤務手当は定義されてあると思
うんです。

助 致

その特殊勤務の概念と云ふのは条例
にありますからそれを拡大解釈して色
々の種類が設けられて"ということ
です。

14番

今すぐと"うことは無理ですね。

即改

直ぐと"うことは無理です。

12番

現在の欠員のある~~ところ~~所屬課はどこですか。

総務課長

総務2名、税務1名です。

12番

水道部において検査針業務を委託すると去る方針ですね。そうすると現在の検査針係4名が工務に廻かせると云う委員長の報告ですが、後1名増員して、5名実質的には検査針委託の賃金も払う。そして又1人増員することになれば、どの程度の水道事業量があるのか、事業量の増があるのか、

水道部長

実質的には5名乃至6名の増員が必要であります。現在で各修理関係(聴取不能)、それともう一つは工務の場合に現在、その工事現場、或はメーターの受付の場合の検査、そのために事

業の計画、計画の業務関係が非常に遅れていると。それで工務の方に庶務係2人を新設しまして専ら工務関係の事務関係をさせるためにこれを計算しますと、6名位必要であります。実際的には5名の増員ということになります。それだけ各市町村とも調査しました。

12番

現在の人員ではどうしても足りないということですか。

水道部長

恒時の負担が常時4名は勤めている様な状態です。現在でも、

12番

超過勤務平当について(聴取不能)

水道部長

確かに超過勤務については相当出ています。何故ならばこれは修理が主でありますか。工事関係でも現在庶務が11名関係で(聴取不能)

12番

彦野湾市においては(聴取不能)市長の老の御答弁を聞きまして都計課には今私が云った仕事の内容が少なくなる

123
でその職員の内は、地主組合の区画
整理事業に対して、あつちこつちヒーアール
して歩いて、是非地主組合を結成して都
計を進めるというふうな話してありました
が、そういう観点からして一応、区内の
職員を異動させて、不足のところに充
当させるという考えはなにかどうか。
現在のところ厚生課が不足ですが、
最も区内の職員の合理的に配置替
えをして、なるべくなら職員を増やさず
に頑張ってもらいたいというふうに考
えるか、市長はどう考えますか。

市長

出来るだけ職員を増やさないう様に考
えています。今あつちこつちの都計課の建
設面の仕事は少なくなつておりますが
水と埋立事業に回す事は、又今各
地域で区画整理をする方面の指導
そう云つた様な事で職員を考えています。
又都内の人事異動は当然考えています。

8番

人事異動についてでございませうか。
(聴取不能)

委員長
総務課長

只今御指摘のようにある課においては、
分課、独立させたために非常に業務を

遂行する上において、非常に不合理な事
が出て来たと言った様な事は着道
の過程にも出て参りました。そこでこ
の面については、総務課長にも強く指摘
してあります。統合すべきものは統合させ
て、そして又分離が必要であるという課
において、最と検討してもらってそして
今の陣容の合理的な配置の面加味
してやってもらったという事は申し
入れてあります。しかしながら即座
に増員とこの問題を関連づけて解決
をさせるということは現時点において
一寸不可能ではないかと、或いは無理
じやないかと云った様な立場から増
員を可、取り止めとか、控えるとか云
った様な事は考えていません。

8番

考えられるのに即ち、連絡が不充分とい
うことはそれだけ(聴取不能)を伴っ
てによって、ある程度この義務を与え
ることができると思っています。それでこの
報告を見た場合には、3回にわたって
修理をされてはいる様でござい
ますが、6月3日に現在においてまだそう
いうものが、不充分と指摘されてありま
すが、部長としては、この件については、どう
お考えですか。

水道部長
この課の横の連繋と云うのが、監査委員
からも指摘されてあります。水道部の場合
には名前は営業、工務、会計と分
かれておいても仕事の内容そのものが
どつちが少し欠けても水道全体の運
営ができなくなる。これはより一層の横
の連繋が確かに指摘されましたが、
直ちに手はつけています（聴取不能）

8番

直接には詰むつかなくとも結局それだ
け連繋を密にすると云うことは、スムーズ
に事業がいくと云うことであります。
スムーズに行くと云うことは、人件費が
それだけ少なくなる。そして人員が減
ると云うことであります。そういふ意味
で、そういふ関係を指摘された以上は
是非そう云ったものを充分に考慮に入
れ直ぐな対応をもち、そして今後の
人件費の節減を考へていってもちいた
いと云うわけで部長は出ますか。

水道部長

はい、御指摘の件、詳しく説明申し
上げますと（聴取不能）

8番

私が云うのは直ぐ連繋する点によって

結局仕事の分量が今の人員をオーバー
しなくても今後は出来るような体制に
もっていかなければいけません。
そこで連繫をもつことによって、今後
仕事を進める上においてもその人件費
はそれ以下で出来るという考えに立つて
います。そこで私は必ずしもその
連繫をもつことによって、直ぐの
増えというのではなくして、今後もあり
得る問題です。その連繫をするこ
とによって、今後事業分量、仕事の分量が
伸びるものと正比例でなくして、それ
以下の人員でやってもらいたいと改善
してもらいたいと意味です。

3番

今の問題と関連してこの関係者同
の連繫について、これは過去において、その
ように合う場合には口頭でなされる
んですか。

水道部長

口頭でやった事もありました。それを
改善して文書で流すという方向に6月
3日から始めています。

2番

現在はかち合う場合には、関係者同
横の連繫は書面をもつてやっている状態

水道部長
やってます。

さ 着

これは書面をもってやる場合の禁止、さ
ういう場合には、そうじゃなくても……と云
った様な単なるその課の責任者の判断
断に任せ、あるんですが、是非文書で
連絡しなくちゃいけない様なしくみに
なってますか。

水道部長

口頭でも例えは「修理代とか、何とかの場合
にもこれは口頭でやってもらう件もござい
ますが、今文書でと申しますのは、水道メー
ターが何の場合にはスケジュールを組ん
でやってもらうので、これに合わせて複写式
にして、一通は控えをとると、一通は関係
者に回すと言う方法をとってます。

さ 着

連絡、勿論その他の連絡事項もそうで
あります。能率的に物事を運んでいく
更に責任の所在を明確にするに云った様
な観点から是非さういふ様な連絡は書
面でやるというふうな一つの出来れば理
則的なものまで持っていかなくちゃい
けないと思うんですが、これは。

物ははらふべきである。いふは
 是も土著の文化に於ては、
 文化の進歩と共に、
 生活の質も高くなる。この
 問題は、我々の生活に
 影響を及ぼす。我々の生活の
 進歩と共に、我々の生活の
 質も高くなる。この問題は、
 我々の生活に影響を及ぼす。
 我々の生活の進歩と共に、
 我々の生活の質も高くなる。
 この問題は、我々の生活に
 影響を及ぼす。我々の生活の
 進歩と共に、我々の生活の
 質も高くなる。この問題は、
 我々の生活に影響を及ぼす。

物 質

物質は、我々の生活に
 影響を及ぼす。我々の生活の
 進歩と共に、我々の生活の
 質も高くなる。この問題は、
 我々の生活に影響を及ぼす。

文 章

① 文章は、我々の生活に
 影響を及ぼす。我々の生活の
 進歩と共に、我々の生活の
 質も高くなる。この問題は、
 我々の生活に影響を及ぼす。

新給考考

あつた也。其に 臨時 考考 之 考は
 新考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考

3 香

考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考
 考考 考考 考考 考考 考考 考考 考考

所に於ては、条件を満して、幹事
 員を組織して、先般に於て、同様の事
 業を遂行する能力を100%發揮させ
 るための人事行政、経費の節約等に
 注意を要する。特に、同様の事業に
 従事する職員に、同様の業務を遂行
 する能力を有するものを選任するに
 ついて、注意を要する。また、同様の
 事業に必要となる経費の節約等に、注
 意を要する。特に、同様の事業に
 従事する職員に、同様の業務を遂行
 する能力を有するものを選任するに
 ついて、注意を要する。また、同様の
 事業に必要となる経費の節約等に、注
 意を要する。

市 長

新設の市立の各機関の増設の件
 并時向かす點にて、11月10日、この
 早稲田町に兼て、あつておらる。

この地に早稲田町と申す、早稲田町
 (町)を以て(町)として、伊勢町に
 して、計17あり、ほかに、
 計11あり、あつておらる。

早稲田町と申す、早稲田町
 の町に、あつておらる。

この町に、あつておらる。

市 長

新設の市立の各機関の増設の件
 行政機関の増設の件、向か
 向かして、あつておらる。

この町に、あつておらる。

この町に、あつておらる。

この町に、あつておらる。

この町に、あつておらる。

この町に、あつておらる。

この町に、あつておらる。

この町に、あつておらる。

3番

勿論「けな」でありますか。と云うこと
があった場合には、これを解消するに
は、当然市長、助政であります。でしか
らそのへんが色々な要素が集まって効
果的行政は出来ないと云う結果にな
っておりますが、裏をかえせば、助政、
市長は無能であるという事、充分そ
のへんのことを仕事の能力が上らな
いは職員だけの問題だけじゃなくて、職
員が能率的に仕事をやらないうのは、そ
の原因は、何であるか、貴方が三政
であるという事をはっきり意識しな
くちやいなと思えます。私は1~2名
若の増員に対してとやかくは申し上げ
ません。問題はそれ以前の基本的問
題ですから今後充分に現在の要員で
は仕事を充分にやって尚余裕がある
からと云う様な状態まで持っていきま
いで三政はもっと人事行政に反省し
て頂きたいんですが、そのへんに対す
る新たな決意をやって頂けますか。
市長。

市長

これはおっしゃる様に人事行政というも
のが、満足に「けな」ば経営というものは、
充分であります。おっしゃる通りであり
まして、この人事行政改につては、我々

も今以上に充分やってくと"う風に
考えています。

3番

市長の答弁は応々にして、その場限
りの答弁に終つておられますが、こ"う
基本的問題に対しては、一"念頭に
納めておきますから市長自身私に今
答弁したことを忘れないで充分にや
つてもら"度い事をつけ加えて質問を終
ります。

総務委員長

20番からの臨時職員"の資料が参つて
ありますので、報告します。
厚生1人、経"済2人、水道4人、税務3人
都市計"画4人、固定資産評価3人、選挙2人、
計19人、しかし38人"の仕事は終つてい
る様でござ"います。

議長

質疑を終りた"と思"いますが、御異
議ござ"いますせんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ござ"いますせんので、質疑を終り
封"論を求めます。

議長
討論も省略したと思えますが、討論
ごさしませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
御異議ごさしませんので、討論を省
しまして、表決に付します。

議長
本案は委員長の報告通り可決可決事
に御異議ごさしませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
御異議ごさしませんので、よって第4
号議案直野湾市職員定数条例の一部を
改正する条例については、原案通り可決
することに決定を致しました。

議長
次は日程より議案第26号直野湾市管任
定及び管理条例については、6月12日の
本会議で経済民生常任委員会に付
託してありましたが、審査を終了したし
まして報告書が参ってありますので委
員長の報告を求めます。

経済民生委員長
 委員会報告を申し上げます。去った
 10日の本会議に宛きまして議案第26
 号並野市公営住宅条例についてを付
 託されましたのでこの条例は新条例で
 ありますので我々委員といたしましても
 当局から助成厚生課長の出席を求
 めまして2日間巨り検討いたしました。
 この運営につきましても、一部を
 修正して可決すべきものと決定した
 訳であります。この条例はコザ市の条
 例をそっくり写したものでありますので
 我々委員としても当局の出席を求めて
 検討した結果皆さん方の御平もとに
 報告書を提出してある次第であります。
 以上で報告を終りましたと思っております。

議長
 本案に対する質疑を許します。

8番
 修正になつて「ますが」19条、24条と25
 条中に制限と云うのを削って禁止と改
 めてありますか。禁止と云うことは罰則
 規定に出て来るといふかと思つて
 ますが、30条2項を削除してそしてそ
 の他に違反したものを罰則規定に何
 も触れてない訳ですが、その禁止規定
 に触れた場合には、どういう様な処置

がとらゆるか。

議長

休憩"たします(11時33分)

議長

再開"たします(11時35分)

経済民生委員長

このガス、畳の裏替え、ふすまの張替
にあきましては、単に入居者が畳なん
かを煙草で焼いたとかその他の場
合は入居者の義務になってゐる款で
あります。

3番

最初私が御説明を申し上げました
のは、委員会審議に於いて、25条に修
正を加えたいきさつも私の質疑からで
きて、いきがかり上、私から説明します。
確かに25条に対する質疑は非常に微
妙なものがあります。この25条の条
文は原案をそのまま解釈した場合に
は、市長が許可を与えた場合には、
その模様替えをしたり増築したり工
作物を設置することが出来るようにそ
の条文中にあり、その大勢
の方がその入りまゝで、その仮
に何名かの模様替、或いは増築等を

許可した場合には、その他の入居者が、
 それに準じて次々そういう申し出があ
 った場合に非常に市長自身が煩ら
 ぬしい、その市営住宅の環境そのも
 のに支障を及ぼすんじゃないかと
 う莫と更に25条の許可を得て出来る
 様な条文でありますか、もし都合が
 あって、その市営住宅を明け渡す場合
 に、つ利そこから入居者が退去す
 る場合に既に市長の認可を得て、
 設置した工作物その他増築等は
 又模倣等を妨がって原状回復の
 義務を履行しないて立去った場合
 にそうしますとそれに對する費用は
 市は負担しなくちゃいかん様打破
 目になります。そこで最初はその
 ことが起きても市に負担がかか
 らない様に家賃に關する敷金と
 同じ様に原状回復に關する費用に
 關する敷金を追加したらどうかとい
 う最初はその話し合から一応25
 条の場合、市長の認可を得たら
 そう様な施設を出来る様な
 ことをするよりは、工作物の設置
 から増築等はこれは一切まかりな
 すとこの条例にした方がいりと規定
 になつてあります。そこで質問の根拠
 は、若しこの禁止規定に違反してな
 された場合にどうなるかと言ふこと

あります。当然、これは運営上の内
 題でもあります。いわゆる相手居住
 者との間に契約したしるしの場合に、
 その禁止規定を特別条項として挿
 入する必要もあります。仮に当局の
 干渉で挿入しない場合にはあく
 まで上記法規であるところの民法の損
 害賠償に関する規定が適用され
 ます。しかし今先申し上げた様に特
 別条項を入れておかなければ遺棄を
 命ずる事は少々内題が派生するん
 じやないかと思っております。
 私への修正全般に対して、更に修正
 によって派生するであろう内題につ
 いてその翌日細かく所まで審査す積
 りでしたが、午前中は出席できません
 でそこで委員会では審査終了でありま
 したので、そういったいきさつもありま
 して、私敢えて申し上げておく訳であ
 りますが、25条の禁止規定を犯
 した場合には、はっきり申し上げる
 ことの出まるとは民法の損害賠償
 の規定しか執行出来なないじやないか
 と思っております。しかし当局に対してこ
 れは本会議場でありますので、経済民
 生委員会の一員ではあります。差し
 当りその程度説明しておきます。

8番

今先の説明で大体は解りましたが、
その条文上から見ました場合には、
25条~~以下~~の但し書、以下は削って
第2条は削ると云う。突制限を禁止
にするよりは、かえってそのまま制限を
生かし但し書 後段の字を全部削
って、30条2項で何かのものとして「規
定を挿入したら条例上はつきりするん
いやな」と思いますが、

3番

25条と関連してきます。禁止規定を
設けてあげば、先程申し上げました様
に若しこの禁止規定に違反する行為
があれば当然原状回復を請求して
それはその結果はそれに対する諸
~~事~~費用は相手方の義務であります。
そう云った意味で先程損害賠償に関
~~する~~して申し上げましたが、25条に
関する規定で但し以下を全部削除
したのは、結局原則として禁止して「
のを更に但し」という市長の裁量規定
に対する全文を削った訳であります。
これは市長の裁量規定だから削った
と云う意味いやなくて、最初に申し
上げた様に独立した一方の貸家であ
る場合には、問題はやはり~~残~~ら
な」と思いますが、2.標で38条帯入

るという性格のものでありますので、
1人2人には認可をやって、その他の
方には認可しないと言った様な向
題が氷生するとやはり又それが動因
となって色々な問題がかもし出さ
れる事が懸念される款です。30条2
項も25条の但し書を削除したか
らこれと関連しての削除と思えます
が、そういう様になっています。そして
今の質問に関連しての意向は禁止
規定にしないうで30条の条文に何等か
の関連規定を追加しなうかと云う
質問でありますか。

8番

25条以下の但し書を削除して、そして
30条で制限規定で。

3番

25条但し書以下を削除した場合に
は、残るのは禁止規定だけあります
が、従って25条で禁止規定を打ち出
すからには、30条で現在原案で2項
と成っておりますところの規定を残す
というには「かな」と云うことになり
ます。禁止規定でありますから、例外
なく敬置しても「かな」と。但し書き
抜きは例外規定であります。これは30
条の2項は第25条の但し書以下の規

定はそのまま存続する場合に30条の2
項は必要になる規定であります。

13番
模様替、増築、工作物が市長の承
認がなければ可能な道がありませんね。
そうしますと、そう云ったものが可能で
あります。承諾与えた場合には、~~規~~原
状回復が容易であると、これはそれ
だけの見合うだけの収入があれば、
どんなおつかし、ことでも可能であり
ます。そういう款でそして明け渡す場合
には、それを最初に、争いが出まうか
も知れない、心配があります。それ
に対して但し書は削除して、随封に出来
ないものと承認を与えたいのがよろし
いんじゃないかと思っております。

厚生課長
今先申し上げました様に初めてで我
々はありませんので、一応その、

14番
初めてだから、加減にしてはいいな
いと、うことですよ。

厚生課長
修正案の通り禁止した方が、と思
います。

14番

ですから禁止ではあるんだが、但し書
きで又与えることは出来る款で可ね。

厚生課長

修正案のと所りが「」と「」の款で可。

8番

只今の休憩中、崎向議員に対して、厚
生課長は修正案は「」と「」のと
りましたか、その経過はどういう経過
で可か、最初提案する場合には、も
っとも原案が「」と「」の方
に立って提出したはずで可か、結局現
時点に立って委員会案の方が最も
「」と「」変わった心境。

厚生課長

コザの条例を一応そのまま検討して
出してある款で可か、その後色々コザの
お水を検討した結果一応現在そう
う但し書はあるが認めな「」と「」のお話
してあります。それで一応将来に於
ては検討されるかも知れませんが、現
時点に於ては、そうした方が「」と、

8番

案件を提出した後、コザの場合は、市
長の権限が相当振りまわされておった

144
んですが、但し若後段市長の権限が
あります。

厚生課長

そう「う話しはあるが、許可をしてな
と「うことでもあります。条例そのもので
制限されて「いることを過去二年そう「
うのを一つも認めな「と「うことであ
ります。

8番

この心配は、「ゆるぎ但し書の削除と
云うものは、その但し書以下の項では、悪
用されては「ならず「と「う考へ方に立って
禁止規定と「う委員会修正だと思
つて「いますか、ユアの場合にも別にそ
う「うことが「な「と「うことであれば、
別に制限を禁止すると云う風に変之反
くても「い「んじや「な「ですか。

厚生課長

先に申し上げました様に新しく我々
は運営するものでありますので、そう
「う時々に立って必要が「出た場合
には一部改正でもして入居者の利便
を図りた「と考へて「います。

8番

私のあ.れでは結局禁止規定にした場

合にはかえって入居者が困る事態
 になりはせんが、即ち工作物が全
 然使えないということであれば、小
 さな施設も出まるといふことにな
 った場合、入居者は困ると思つた
 が、そう云つた場合において、非常に
 運営上むづかしくなりはせんかどうか
 そのへんに大きな懸念を抱くもので
 ありますか、そのへんは大丈夫ですか、

厚生課長

先程申し上げました様に一応新し
 い運営でありますので、運営を一応
 やつてから予測でまなもあまも
 も知れせんので一応現存の方でや
 った方がいんじやないかと思つた。

〃 番

当局の姿勢を賛したと思つた。
 今の課長の説明からしますと、コザの
 条例をそのまゝ引用してきたと、そつ
 くりそのまゝ持ってきたんだが、この条
 項においては、コザの場合別に運営に
~~支障~~支障がないと敢えて市長の権限
 を振りまわされたこともないしコザの
 市営住宅の運営が調査の結果うま
 く運営されていなければ、何もこのま
 ま置いていても差し支えないんじや
 ないかと、前から委員会やその他の

場合に当局は議案を提案する場合に
自信をもって提案する場合に検
討すべきでないかという事を論ず
指摘してありますか。自ら自信を持
って提案してあるのを今提案した時
案の条文は間違っておたと自らその
を否定してある事を私非常に不満を
持っておりますか。皆さんが提案し
たこの25条については制限規定では
自信はないかということがありますか。
差し使えかあれば差し使えかあるん
だと言うかわつた考え方はこれにつ
いてはつきり説明して頂きたいと思
います。

厚生課長

制限と禁止というわけでありませうで
一応我々としては、

11番

制限ということはずいという事は、
考えられますか。具合が悪くなつて
いますか。

厚生課長

まだ運営してないので、つきり解らな
いです。

11番

で可からニホから運営するでしょうが、運営する
ために皆さんとしては、制限規定を設けよう
と「うそ」の方で提案してあります。おそらく
皆さん提案する場合には相当検討されたと思
ってありますし、又その規定については自信
をもって提案されたと思えます。この制限した
場合に何か支障があるかどうか、その点で
あります。禁止しなければならぬ」ということ
が出てきてあります。

議長

休憩 12時28分

議長

再開 12時47分
本議につきましては、委員長報告の段
階で継続審議としておきたと思
いますか、御異議ございませぬか、

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませぬので継続審
議といたします。
次に日程の変更をしておきます。日
程中9、10、11、12、13を4、5、6、7、8に

に変更したと思えますが、御異議
ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長
御異議ございませんので、左様決定
いたします。

議長
休憩いたします(10時50分)

議長
再開いたします(2時5分)
定足数に達しておりませんので、只今か
ら午前に引き続き午後の会議を開き
ます。
日程第48議事第39号 赤野学区教育委
員会報酬及び費用并償の額並びに
その支給方法を定める規則の一部
改正について上程いたします。

議長
休憩いたします(2時5分)

議長
再開いたします(2時10分)
本条に対する理事者の趣旨説明を
求めます。

教育長

宜野湾区教育委員会報酬及び費用并償の額並にその支給方法を定める規則の一部改正する規則については、
只今事務局長が朗読した通りであります。

議長

本案に対する質疑を許します。

5番

教育関係の法令についてはよく解りませんけれども、新設の第4条につきまして、関係法令にそう云った様な支給すべく限定した条文があるかどうか、あるならあるでな、ないならないで説明をお願いします。

教育長

条文の示す明確な条文はありません。

5番

明確な条文のない様な規則の制定についてお伺いしたと思えますが、あくまでもそう云った報酬及び時期等当関係につきましては、母法があって裁量規定でうたうべきだと思えますが、その点についてどうお考えですか。

教育長

只今の二もつともだと思ふ訳であります。

5番

それと第4条第3項第2号の中に8月10日、12月10日とそれを以て支給日をうたつてありますが、公休日、日曜日即ち祭日等についてもその日に支給可べく義務がある訳ですが、その点についてどのようにお考えですか。

教育長

慣例といたしまして、その日が日曜日でありました場合はその前日支給されてゐると思つて可い。

5番

只今慣例と云ふことを申し上げておりましたけれどもあくまでも教育委員会事務局の職員についてその前日と明確にうたわれてゐると思つて可い。それと非常勤の教育委員会の先生方に対して明確に云うたつてゐるものと云ふのは、どういふ意味ですか、支給日を云ふのは明確に8月10日事務局職員においては、その日が日曜祭日の場合は前日とはつきりうたつてありますけれども云う、不明確にうたつた理由について、説明を願つて可い。

教育長

二にその日が日曜祭日に当る時は、そのう風な事を明確にやっ
 たりは、~~二~~はどうか、う訳かと、これはや
 はり事務局転負のと同じ様にやはり
 そうう場合にはその前日に支給す
 べきことであることをミスでそれを
 書き加えてたり訳であります。

心番

重ねてお聞きします。文教局やあらゆる
 面の教育関係法令についての助言
 につきましては、議会におきましては
 予算につきましては修正はあります
 けれどもその他の関係案件につきま
 しては、議会では修正できないことにな
 っております。あくまでも是か非か、そ
 れとも撤回か、そのう風に我々講
 習会で指導されておりますけれども
 今回の件についてどうお考えですか。
 これでミスプリントは了解した訳です
 が、先の御答弁の中あくまでも裁量
 規定だといふことをおっしゃっており
 ましたけれども母法が何れ裁量規
 定といふことは充分認められていま
 すか、現在の関係法令はあくまでも
 制限列举主義でござります。あげると
 らあげ、あげないならあげないとい
 う様な関係法令。事務局でも、文教局でも、

172
こう云った解釈を打ち出してあります。
しかしながらこう云った母法の量規定をうたうことについて教育長はどうか。或は他に文教科から云った助言があつてこうう風にやつてあるのか。

教育長

明確に母法にはうたわれておりません。文教科と致しましては、この期末平当を議員にあげるといふことは、これは望ましくはないが違法ではないとの見解を持っておられます。それで市長、村長、議員の方にも出来るだけやつて頂くようにといふふうな依頼文が行つてゐると思つて、私達としては望ましくはないけれども違法ではないといふ何かからこれをやつた訳であります。又その二れをやつた理由の何はやはり委員の方も公道の委員でありますので、やはりあげた方が最ともいふんじやないかと云う何で助言をしてゐる訳であります。

5番

御答弁の中に違法ではないが好ましくはない。特に教育委員会の教育行政をタッチされる方々でござつて、学校教育、社会教育の範とならなくちやない

うんと思います。しかしながら違法では
ないか好しくはないとしかしながら
げた方がいと云った様なこと云つ
た関係法令の所免強も大分やつて
あられると思います。けれども何故
望しくないので支給する様に規則制
定するのか。甚だその御答弁の中に
不可解なものがある様に私思つてい
る款です。その理由といたしまして去
年の全所議長会の会合の中で嶺井行
政部長と現文教局長の総務部長で
ござりますけれども我々地方議会議長に
あやふやな案仲をあやふやの指導助
言をやってもらつたことと議会議長と
いたしまして現行の教育関係法令はあ
くまでも財政の均等を保つたため一
部改正でござります。議会議長にのま
しても地方自治法や或いは財政法
等が一踏に改正されるならともかく
教育委員会や教育税の税法だけを
なくして、財政の配分と云つた意味の
教育関係法令の一部改正と云う
ふうに取り扱つておられますけれども我々
議会議長で取り扱う場合に今云つた
ような違法ではないか好しくはない
と云つた様な事に対しては、議会議長
では通用致しません。特に教育行政
を扱われる皆さん方といたしまして、
何故違法ではないか好しくはないので

計上されるのか、それで教育の指導者と云えるかどうか、そこに私は疑問を抱くものでありますけれども第4条についてミスプリントとして撤回する意思がございますか。

議長

休憩いたします(2時43分)

議長

再問いたします(2時44分)

~~私の質問~~
5番

私の質問は撤回するかしないかという点に絞られております。これだけでござります。

議長

休憩いたします(2時45分)

議長

再問いたします(2時45分)

教育長

この子案提案いたします。撤回いたしません。

5番

あと一件お聞きします。この第4条につ

いて文教局から行政府から立法院
に一部改正の勸告が出ているかどうか

教育長

今議会で提案されたという事は聞
いておりません。従って今の議会の
方に提案されてないと思えます。

5番

以上であります。

16番

1条についてお聞き致します。1条に
ついて文教局からの回答がありませんが
その回答を讀み出すと市町村議会
議員との均等を保つたための一般
的な制限事項であり委員長、副委員
長の報酬が一般委員と異なる定め
であつてもその制限内であればいい。
その制限内という事はあくまでも私は
議員だと見ておられますか。どう理解
されますか。教育委員の報酬は議員
の報酬を上まわつちやいけないとこれ母
法にありませんね。だから教育委員の報
酬の段階というものは市町村の議員の範
囲内で委員長、副委員長、委員という
段階を設けてもいいというふうに私は
解釈しますか。しかし提案されたものは
全然逆なようであるので、その解釈

114
について、

教育長

やはり議会に於けるところの議長、副議長もやはり議員であります。従って委員会に於けるところの委員長、副委員長が議会に於けるところの議長、副議長と同じ何だと云うことはやはり議員であつて議長でありますので、従つて委員の報酬の方が議員よりも上つてゐるとは承てません。

16番

それいや教育委員と云う職責には確かに代表権というものはございませぬ、例へば委員長であつてもその代表権はと云うのが認められてゐない。しかし議会は別でございませぬ。そう云つた面からして、果して議長、副議長と云うことは、委員長、副委員長と云うのがどの様な解釈が生れましようか。

教育長

確かに委員長、副委員長、そう云つた方々に代表権がないと云うことはその通りであります。しかしやはり委員長は議会を招集したり、そういうふうな色んな仕事があります。従つてその委員とは差があると思つてゐます。

14番

只今の質問と関連してお尋ねいたします。今議会の中の議長、副議長を例に述べておりましたが、議長、副議長は条例で定めるようになっております。宜野湾市は条例で定められております。しかし教育委員会は教育委員会法第3節によってはつきりと給与について規定がある款です。条例その他規則で定められないようになっております。どう解釈しても議員より上にはできないと解釈できる款です。どこをどう解釈すればこの様に関連づけられますか、教育委員会法第3節給与に関する節が抜けられております。それでどう拡大解釈しても上廻ることはできないですか。

教育長

教育委員会の方もやはり委員長、副委員長選挙することになっております。教育委員会においても委員長、副委員長の何を定める様になって委員と三つの何になってくる款です。

3番

この問題は本年度予算を審議する議会におきましては確かに議論の機会となりましては、市長は提案者でもあり得るので、市長自身

どういう考えであるか、その意見を聞
 かなくちゃいけませんので、ノミだけ
 お伺いします。教育委員の報酬がこ
 れだけでは高過ぎるとか、安過ぎる
 人だとかという問題ではなくして、条
 例規則によって支給するのであれば
 条例規則或いは母法での解釈その
 ものを明確に正しく解釈してそれに
 立脚して諸々の施策をやってみらわ
 ないと後で一方的に都合のいいような
 解釈を立てて事を進めた場合には
 必ず壁にぶち当たります。従って内
 題に当たっているのは、委員会の報酬は
 議会の報酬を上廻しちゃいかないこ
 れが内題のいわゆる母法であります。
 この関係法規でいうところの議員の
 報酬ということは、議会要員の報酬
 という言葉も使っているし、議長の
 報酬若しくは副議長の報酬、或いは
 委員長の報酬こう云った様な字句は
 使われておりません。明確に議員の
 報酬というふうにいわゆる議員の報
 酬がそれ以外の解釈の余地があり
 ません。議員の報酬という風に明確
 に母法でそこに提示されてお中びる
 のであれば、これがいわゆるこれがこ
 れが委員会報酬の様を定める場
 合の基準に当たるのであります。今云
 った様に議会構成員と比較して

104
只今議長、副議長、議長の委員会の
委員長とその会議の主催で差別は
ありません。その問題よりも議長の
報酬を上廻つちや「かな」と云う法
規がちゃんと厳然とあるからにはやは
りそれ以外に~~に~~押さなくちや「けな」と
思いません。私はさういふ考の方を待つて
ありますし、大方の議員もさういふ風に
解釈してゐると思つてゐます。それで市長は
この議員の報酬を上廻つちや「かな
い」といふ法規の解釈はどのようにな
されて可か。

市長

これは母法はございませぬので、解釈
のしかたが「な」款であります。

子君

教育委員会関係の法規に教育委員の
報酬ははつきりうたわれてゐるはずで
可。委員の報酬はその地方議員の議
員の報酬を上廻つちや「かな」とと
り可也。

市長

さういふふうにしか私は解釈してあ
りませぬ。議員の報酬を上廻つては
「かな」と、

3番

そのように解釈して「ますか」。

市長

そうです。

3番

教育長にお尋ねいたします。私と市長の
質疑応答をお聞きになったと思っております
が、私の質問に対して教育長の回答は
どうですか。私はこうあってしかるべき
だ、こうあった方が望ましいと云ったよう
などう「うふ」うふと云うか。希望ですか
と云う趣旨の質問ではございませぬ。
教育委員の報酬は議員の報酬を上
廻つちやいかぬと云う様な法理
の解釈をお尋ねしてゐる訳です。

教育長

議長も議員でなければ議長には出
来ない。副議長も議員でなければ副
議長になれない。結局議会の議長も
議員であります。

3番

議長も議員でなければ勿論議長に
はなりません。しかし議員と議長と
は、その文字が示す通り議員はあくま
でも議員であります。議長はあくまで

議長、即ちある一つの議会に議長は一人しか存在しません。議員は複数であります。議長が議員の中から選ばれるのは当然の話しであります。やはり正規の平読きを経て必要な条件要素を具備して議長という議長職につきます。議長はあくまで議長、議員はあくまで議員であります。教育委員の報酬は議長をということではありません。副議長はということでもありません。あくまで議員の報酬はというふうに明確にそこに条文が書かれております。先程も触れましたが、報酬の額の問題よりはやはり一会社から恩恵として支給される金銭ではありません。あくまで税金によって賄われるところの公金から支給されるのでありますから公金の支出に關しては、ノセトたりとも越権行為があつちやしません。合法的支給でなければ議会は可決もできません。そういふ観点で教育委員会予算を名義ともにリッパに審議して並派の討論を吐いたと思つては、やはり法規そのものの解釈が法と念違つていふ様な印象を受けますので審議に入るといふよりもその前提であるところの互に關する法規にどの程度一致した解釈

を持っているか、その法規に対する認識はお互いの認識は一致あるかどうか、私はこの人から弁解しなければ妥当な結論は得られないと思つてゐる。はっきり申し上げるならば、私個人はそういうふうな解釈に従つてこの案件は審議するし、従つてその解釈に立つて

3 番

従って私はこれを承認しよう。
 此の論議がどういふことか。あつ
 て、どういふ論議（か）してさうせん
 確かしたと思ふことが、これは議員の
 報酬を上げ、さういふこと、この
 の本文の解釈は、議院、副議院、議
 員、のちのちと、この解釈をするか
 否か。

議院

休憩 11時5分(11時26分)
 再開 11時5分(11時47分)

11 番

教育会に如何いふ。此の市町村
 におつて、これを新設に教育委員会
 町村がある。

教育会

これは、期未平等の方を、さういふ
 が、あつて、さういふこと、さういふ
 ことと思ふ。

11 番

これは、(町)にさういふ、(町)にさういふ
 が、(町)にさういふ、(町)にさういふ
 (町)にさういふ、(町)にさういふ、
 (町)にさういふ、(町)にさういふ、

う事(9)「ア」です。これは法解釈
の問題であり、この規定を
教習するに「ア」事は好ましくなく、
この規定からして正しくありませぬ。
更に「ア」条中で「ア」事選挙の実施
に「ア」するその他の職員を「ア」に
職員の「ア」する。

合計係

その他は書付でありませぬ。

11番

これは委員会の職員の中の書付
です。

合計係

「ア」は「ア」です。

11番

「ア」は「ア」選挙管理委員会に
「ア」の「ア」一般事務部局の職員
です。

合計係

投票当日の投票各分合場等
選挙各分合場にある「ア」の書付、
これは他の職員に入る「ア」です。

11 番

100時に雇うと115まで

12 番

45まで

11 番

そのほかは職員と115の17と
ある(11人)と15まで。更に提案
の理由の中、経済学部に40人
とある。115の給分の改正
或いは報酬の改正、115の
一般行政職員に準じて改正が
45まで。この中で経済学部の
人がある。115の40人も非常勤の
査査員は市の査査員と査査員
の査査員は格が違っている。45
と115の21に考えて115まで。

12 番

査査員、査査員と市の査査員は格
が違っている。格と115
の115は15人(1)と15人(1)と考えて
115まで。

11 番

45まである15510人の職員は17
07人(1)と15まである。115の教育
査査員の報酬は175。査査員は115まで

15 (185) の 非常勤 監督委員
 12市の 監督委員の報酬より下りて
 与ふ。これは 不利益の感 (1) あり
 である。更に 監督委員は 人
 員の 185 は、 体育指導員 48
 名 然し 訂さ れて あり せん。 旧来
 の 48 名 あり せん。 (1) 職員 或
 (1) 非常勤の 委員 である 185 は (1)
 (1) 市に 採取 する べき である。 一方
 31 名 の 48 名 監督委員 初 人 員 4
 17 名 - 一方 31 名 の 185 と。 48 名 (1)
 是 (1) 採取。 理由 に ついて 説明 する
 こと。

● 議 (合計)

監督委員の 107 名 の 185 は
 (1) 市。 185 は 監督委員の 107 名 の 市
 の 185 には 185 監督委員 11 名 の 185
 17 あり せん。 185 (1) 48 名 185
 7 あり せん。 185 (1) 185 名
 (1) 185 185 あり せん。 48 名
 体育指導員 185 あり せん。 185 名
 48 名 あり せん。 185 名 185
 あり せん。 185 あり せん。 185 名
 あり せん。 185 あり せん。 185 名
 (1) 185 あり せん。 185 あり せん。

7. 7 8. 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100
 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100
 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200
 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300
 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400
 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500
 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600
 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700
 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800
 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900
 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

議 案
 新休館の建設 (7/10 3時 30分)
 再議 (7/10 3時 34分)

議 案
 本業につきましては、夏期休暇の付与について、
 議案第40号を以て、(1)と(2)の二つを以て、
 本業議に付議することとする。

(異議なし(40分))

議 案
 本業につきましては、夏期休暇の付与について、
 議案第40号を以て、(1)と(2)の二つを以て、
 本業議に付議することとする。

議 案
 次回の日程等、議案第40号、1969
 年分限り、夏期休暇の付与について、
 本業につきましては、夏期休暇の付与について、
 議案第40号を以て、(1)と(2)の二つを以て、
 本業議に付議することとする。

市 費

御説明中(上げ)す教育予算
 にかきましては、市費と調整の上、歳
 外に提案するものも常備してござります
 こと、専らこの調整が出来るに於て、教
 育委員会の意見書をついて、議案に提
 案してあります。市の教育分相公にか
 きましては、196,997ドルを提案して
 あります。教育委員会のその要請額
 は184,971ドルにござります。差額
 は8,974ドルを差額にござります。こ
 の4は、専らこの調整と市費との間に調整が
 成ります。この調整と市費との提案に
 する款をござります。444,000以上
 の額にござります。他の市町村に75
 万の提案にござります。この4は
 この意見書の4は、10万を調整(共
 と)するにござります。2回(10
 万の調整の半額を付してあります
 人。444,000を市として、市費として
 は、委員会の支出された、意見書をつ
 いて提案してあります。この
 中、市に20万と、市に10万の(市)の
 日に10万。この予算の内容を8万とあり
 ます。只、総額額、184,971ドルと
 いう要請と、款別の支出(10万と)
 5万と、その提案の状態にあります。この
 1は、他の市町村下と、5万と、5万と、
 5万と、10万と、あり、7. 議案に付(款)75万と

出さ款下ありすは、委員会との調
査が未済なるを以て、以上の如に提
議を以てありす。

教育費

教育費割合に於て、意見書に於てあり
す通り、前年度より委員会に於ては、16%迄
幼稚園、(創設)建設を以てし、ありすは
この半額に於て、負担してし、ありす
は、大体1教育6,000ドル位かか
る款下ありす。従つて教育に於て
3,000ドル位負担のありする款下あり
す。従つて教育に於て、12,000ドル位
の款下ありする。されば、
土地の借入料、この割合にありす
ありす。されば、選挙費(州)、分界は
選挙に於てありす。下の選挙費(州)
と、このように、早く、諸府の
に示さず、ありす。184,971ドル
この半額にありす。この半額は、
選挙の費用、ありす。この半額は、
ありす。ありす。ありす。ありす。
これは、委員会に於て、議決の
ありす。ありす。ありす。ありす。
この詳細に、説明に於ては、
計録にありす。ありす。ありす。

議 案

本案に對する答復を附す。

2 審

又今提案者の説明とそれから意
 見を聞き予算案をありとす。教育
 委員の意見も聞きとす。提案者と
 教育委員会との調整のさかすかの
 (1) 案が(2)のた原因に於ては
 8. 市の説明と教育予算の内容
 のさかすかの原因は不明とす。あ
 りとす。説明とありとす。答のさ
 かの時教育予算の内容に於ては
 さかすかとす。

市 会

議案に提案(2)と(1)とす。

3 審

教育委員会の提案と審議は、
 184,997ドル。次年度等にあつて
 42のこの金額を。10(提案
 さかすか委員会は175,997ドル。市の
 説明に於ては予算内容のた提案
 17511のさかすか(4)とす。あ
 (1)と(2)の審議に達してす。

市 会

この教育費の需要額、算定が165,
 997ドルと(2)とす。さかすか(4)の
 委員会の184,000ドルに於ては1万
 ドルを上積みして、175,997ドルとす。

(1) 款下ありませぬ。その範囲内不
 止ありは(1)と(2)は教育予算と115
 ヲハとちう、予算を同(1)と(2)と
 (1)と(2)と。各々校の若くは設備等につ
 き(1)は各々要求は多々あるありけ
 り。ゆゑに(2)は極端状態をあり
 (7) 1万ドル上不着目して(4)は或る
 程度(1)の補正と施設を出来る
 と(1)は極端に不足を以て決定を
 (2)款下ありませぬ。

3 番

1万ドルとあり(1)と(2)は教育予算
 教育財政部等に於て1万ドル下
 あり。

市 会

4:17

3 番

此程意見書に(1)再々調整にて成
 とあるが、實際は調整して(1)と(2)と
 あり(1)と(2)とあり。教育予算の内
 容は(1)と(2)とあり。その(1)と(2)と
 の調整をやつて(1)と(2)とあり。その
 (1)と(2)とあり。その(1)と(2)とあり。その
 (1)と(2)とあり。その(1)と(2)とあり。

市 会

7日以外 7. あり 5 5.

3 番

6 11 17 市会 8 教育 17 算の内
春 8 和 2 2 17 7 日 7 外 11 3 8 教育
17 算の内 春 8 1 2 8 2 7 11 3 8 解 5
15 11 7. 調整 さ 4 2 6 あり 8 7 5. 4 5
7. 7 5.

市 会

あ 3 2 1 の 款 項 目 3 1 1 の 5 項 目 7 日 あり
7 2 1 2.

3 番

1 5 1. 11 2 1 2 議 案 に 提 案 する
17 算 に 対 1 7 補 正 に 基 づく の 提
案 者 と 教 育 委 員 会 と の 調 整 案 6 5 1 2
8 2 5 2 8 1 5 2 8 5 2 8 11 2 8 調 整 案
に あり 7 調 整 案 案 2 2 4 に 必 要 な
資料 を 持 持 5 1 1 2 8 11 7. 日 外 案 に 対
し 1 5 資料 が あり 7 日 外 政 常 任 課 に
1 5 1 1 1 2 4 1 2 11 11 2 2 11 2 2 1 1 2 2 1 2 2
考 考 2 方 下 甲 1 7 年 當 年 調 整 案 案 案
さ 案 6 5 8. 4 2 1 1 2 8 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2
議 案 案 案 11 5 7. 議 案 案 案 案 案
の 案 案 案 案 案 案 案 案 案 案 案 案 案
案 案 案 案 案 案 案 案 案 案 案 案 案

市 長

この年 事務局に於いて 予算の内
容を 送って くれ 専ら 12 款 7 号
2 号 17 号 4 号 5 号 内容 8 号 9 号 10 号 11 号 12 号
7 号 11 号 12 号 3 号 4 号 7 号 11 号 12 号
送る こと 11 号 12 号 7 号 11 号 12 号
15 号 16 号 17 号 18 号 19 号 20 号

3 番

教育 予算と 教育 委員会の 審議の 結
果 12 月 市 長 に 12 月 議決 に 教育 予算
12 月 採決 すること 12 月 11 日 に 議決
を した こと 12 月 11 日 採決 すること

合計 3 番

31 日 7 号

3 番

採決 者 に 於いて 教育 委員会の 予算
12 月 11 日 採決 すること 12 月 11 日 採決
12 月 11 日 採決 すること 12 月 11 日 採決
12 月 11 日 採決 すること 12 月 11 日 採決
12 月 11 日 採決 すること 12 月 11 日 採決

合計 3 番

31 日 7 号

3 審

執行部に事務委託する。教育委員会
から正式に申請書と17年度予算を提出し
この教育委員会に送付し3月12日付
返答を得る。

4 議

5月27日に1969年度教育委員会に
17年度額184,997ドルを51744に款
項内委託の21を内資に充て711
を。4月25日5月31日に何れも承認
の5月27日の31日承認額を
承認する。31日承認額51744
計711あり。5175月29日に教育
委員会165,997ドルを17851
ドルと(4)を517あり。4455
7の10に調整を111あり。4455
(5)を165997の承認あり。5月
6日4日に承認額175,997ドルを
17851あり。4455に承認額を
17851あり。4455あり。4455
あり。4455あり。4455あり。

3 審

この提案計上を4455と175,997
ドル。この市の教育委員会を17年度
計上(6)を17851の教育委員会から
承認を承認する。この日に17851
あり。4455あり。

40 議

27日にきんぎょ¹番に計1729日に
165,997ドルを計上して8511ドル61
57円(4)答121円。

3 番

175,997ドル(5)計上出来ず1157

40 議

4ヶ月分額は6月4日70円。

3 番

教育委員会(6)計184,997ドルを計上
して70547円561157円1537円
70円。

40 議

70円。

3 番

70円535512"11円538円に
入った70円535512"11円538円に
70円535512"11円538円に
計上4742円1211市当局が計上して
175,000ドルを計上して1157
解に175000円。5418円計上して
教育委員会(6)計上して184,997
997ドルは等2人2人1157円11
番1211円。701人。2人1211円。70円。

2) 3 級

この場合は市会が説明するに決す
に現在送付されたものを算する送付
は7日に送付したものと、それ以前
に4月の末に21日と送付したものと

3 番

7日に市会が解するに決す
に、市会を決定して算するに決す
若し教育委員会が送付した
計算書が31日以前に届いたと
した場合に7日と算するに決す
たが、この場合は市会に送付
する送付書は7日と算するに決す
この場合は市会に送付した
7日の市会を決定するに決す
すは、この教育委員会が送付
された計算書の送付に7日と算
するに決す(市会)と算するに
当然と教育委員会と算するに決す
非常識なことを算するに決す
印刷を21日と算するに決す
算するに決す(市会)と算するに
す。今の市会を決定して算する
に7日と算するに決す。教育
委員会に送付したものは31日と算
するに決す。それ以前に送付した
ものは7日と算するに決す。

講 せ

新休題"をいす(7/8の時45分)
再申"をいす(7/8の時45分)

3 番

6"5"11"11"に 貴方が"をいす" 説明さ
4"5"11" 予解さ4"5"8" 第3回分貴
方が"をいす" 説明(不審)7. ありす
勿論に4"12" 予算表"をいす" (7/8に
つ"12"は 解4"7" あり"をいす" 4"12" 予算表
の"をいす" 予算表"をいす" 4"12" 予算表
7"12" 予算表"をいす" 4"12" 予算表
あり"をいす" 4"12" 予算表"をいす" 4"12" 予算表
あり"をいす" 4"12" 予算表"をいす" 4"12" 予算表

市 せ

8/1に 予算"をいす" あり"をいす" 4"12" 予算表
の"をいす" 4"12" 予算表"をいす" 4"12" 予算表
8/1に 予算"をいす" あり"をいす" 4"12" 予算表
あり"をいす" 4"12" 予算表"をいす" 4"12" 予算表

3 番

8/1に 予算"をいす" あり"をいす" 4"12" 予算表
の"をいす" 4"12" 予算表"をいす" 4"12" 予算表
8/1に 予算"をいす" あり"をいす" 4"12" 予算表
あり"をいす" 4"12" 予算表"をいす" 4"12" 予算表

1. 此の通りである。特に、その通りである。
 2. 結果として、その通りである。
 3. 存在する。意見書に、その通りである。
 4. 意見書に、その通りである。
 5. 意見書に、その通りである。
 6. 意見書に、その通りである。
 7. 意見書に、その通りである。
 8. 意見書に、その通りである。
 9. 意見書に、その通りである。
 10. 意見書に、その通りである。

市会

2 (甲) 7. 5. 1. 3. 4.

3 審

教育委員会におきまして、意見書に、その通りである。

教育会

(稟 仰 不 能)

3 審

1. 甲 (乙) の 12 月 21 日 議 決 案 第 10 号 意 見 書 に 再 び 同 意 する こと である。
 2. 意見書に、その通りである。
 3. 意見書に、その通りである。
 4. 意見書に、その通りである。
 5. 意見書に、その通りである。
 6. 意見書に、その通りである。
 7. 意見書に、その通りである。
 8. 意見書に、その通りである。
 9. 意見書に、その通りである。
 10. 意見書に、その通りである。

事下の事には、この4は、非常に
重要視する。意見書を出す
17の、この4は、簡便にやる。
提案は、これと、教育委員会から、
結論は、違つて、ある、5、問題が、
別に、ある、この、この人は、
は、この、視する。

合計

この、事とは、この、事、
あり、この、事、
この、事、
この、事、
この、事、

3番

事務局、この、事、
式、この、事、
この、事、
この、事、

合計

この、事、

3番

この、事、この、事、
195.997、この、事、
この、事、この、事、
この、事、この、事、

要額 プラス 15ドル. (この次の立場か
ら) この金額を計上せしめ、教
育行政という立場を考慮に入れ、
現時常要額 プラス 15ドル.

市 長

勿論教育行政という立場を考慮し、
7常要額に15ドルを計上し7常要額
7と見するが、この511を774と
15ドルを703と17分相合と17決
めを次で取ります.

こ 書

教育現政常要額そのものに2117
とあり、その市当局が算定した常
要額と一致してあり、
教育費にあずかる1270. 12. 997ド
ル市費に計上される.

議 長

今般議(0)とあり、町費(1)世
帯を1211と見、その市費清
さしとせよ.

(市費70(8075))

議 長

市費清が7012下を採決は
7. (5. 5.)

5 審

意見書を提出して下さる方には、それ相当の必要費を感したる事は要取つて下さるが、若し仮定する實際に計上された額は市費提案に多少とこの175,997ドルにありませう。この費用をその下に付合せしに可決された場合、教育行政に支障を来すかどうかと、もし支障を来す場合には具体的にどの様な支障を来すか、この二ツに就いて意見を付けたいです。

議 案

- 暫休案 11月1日 (7月4時2分)
- 再議案 11月1日 (7月4時3分)

教育費

市費(財源)として175,997ドル、この47%教育予算を算し、11月1日と教育行政の上で、大きな欠陥が生ずることにあります。それとここに示したありませう。特に、その中の幼稚(園)の施設とが、奨学とが、奨学、借入料と、この二つ、そのものが、常費額(積算)に算入されて、その費用が、専らこの二つにありませう。従って、それとこの二つ、その二つを計上してありませう。若しこの市の175,997ドルに、その11月1日、その日に

123
は或はこういふ事は事は
いふに結果に於て是と
思ふ。

3番
解りました。

1番
西條君に伺ふ。この教育委員
の4月12日の調整を以て思
ふ。

布告
調整を以て是に於てあり。

教育委員
調整の整へるべきに於て。そ
れとも制度の整へるべき。
若し調整の整へるに於ては
その4月12日の委員会の
ありとす。是に於ては整へる
べき。是に於ては是に於ては
ありとす。そは本に於ては
制度の整へるべきに於ては
ありとす。

1番
教育委員会の是に於ては
ありとす。

市 会

先程も申し上げました様に、特別に
 7歳全に提出（はけり）は、85%の
 0.1%に上りておりました。この
 特別に、85%の提出率に、
 8%の提出率に上りて、この
 8%の提出率に、意図せずして
 5%の提出率に上りておりました
 こと、その提出率に上りてお
 ります。

1 番

5/1に、意図せずして提出率
 1%の提出率に上りておりました。
 5/2には、その提出率に上りて
 この提出率に上りて、この
 1%の提出率に上りて、この
 1%の提出率に上りて、この
 既に違法行為に上りてお
 ります。

市 会

当然、意図せずして提出率
 1%の提出率に上りて、この
 1%の提出率に上りて、この

議 案

- 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.
- 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

講 七

本条に於ては、算額、及び、
7 歳 講 義 講 義 に 関 係 有 り 得 べ し。
亦 算 額 講 義 講 義 有 り 得 べ し。

(算 額 講 義 有 り 得 べ し)

講 七

亦 算 額 講 義 有 り 得 べ し。
亦 算 額 講 義 有 り 得 べ し。

講 七

亦 算 額 講 義 有 り 得 べ し。
亦 算 額 講 義 有 り 得 べ し。

講 七

以上 算 額 講 義 有 り 得 べ し。
亦 算 額 講 義 有 り 得 べ し。
亦 算 額 講 義 有 り 得 べ し。

亦 算 額 講 義 有 り 得 べ し。
亦 算 額 講 義 有 り 得 べ し。

亦 算 額 講 義 有 り 得 べ し。